

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、令和3年12月議会の一般質問を一問一答方式で行います。

コロナも落ち着いて来ており、このまま終息に向かいますことを望んでいます。これは、この原稿を書いた時には、まだ新型オミクロン株というのが出てない時だったので、今、これ困ったなど、いつになることやら分からんような感じになってますが、ともかく早く終息することを願っております。

それでは、今から質問に入りますが、今回の一般質問は3点あります。

1点目。1点目は、工事等の入札比較価格の公表についてです。

私は、この質問を以前から行っていますが、今回は入札執行において不手際が発生する事案がありました。それは、見積金を積算するソフトが現時点では存在していない物件でありました。例えば、土木工事はソフトが存在していますが、それでも設計の中に見積価格を採用している場合は積算出来ません。ソフトが存在していないのが、建築工事、建築物等の解体工事等があります。工事の中では、自社で施工出来なくて専門業者に下請に出します。その大部分の積算は見積価格を採用しており、どこからの見積りを採用しているかは公表されていません。最低制限価格が設定されておりますから、各会社は自社の入札価格をどれくらいにすれば失格にならないかが企業努力になっています。積算に問題のない物件の場合は構いませんが、前述した特別な物件の時には失格する会社が出て来ているのが現状です。入札比較価格を公表していれば入札回数は1回で終わりますし、正当な入札が実行出来るのではと思います。再考を考えてもらえるか、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の工事等の入札比較価格の公表についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の入札の予定価格の公表につきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱に基づき、建設工事及び建設工事に伴う測量、調査、設計等の委託業務の全ての入札案件におきまして、予定価格を入札執行前には公表せず、入札執行後に公表しているところがございます。予定価格を入札執行前ではなく入札執行後に公表すること、いわゆる予定価格の事後公表としている理由と致しましては、国の指針におきまして、予定価格については入札前に公表すると予定価格が目安となって競争性が制限され落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること等の問題があることから、入札前には公表しないものとする明記されておりますことから、当町におきましても国の指針に基づき、予定価格の公表を入札執行後と致しております。入札は、公平性、透明性、競争性の向上を図り、適正な履行及び良好な品質を確保することが重要でございます。本町の方針と致しましては、今後も引き続き国の指針に基づいた対応をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問を行います。

今の総務課長が、国の方針でそのとおりにやっている。そしたら、この近辺の市町で予定価格を公表しているところは、国のそれに反しているというように取っていいんですか。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど申しましたように、あくまで国の指針ではありますが。当然、懲罰、罰則等はありません。ただ、先ほども申し上げましたように、国から適正に図るために国や県、市町においてはそのように行うように努力することというのがありますので、町はそれに基づいて適正に入札を執行している状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問です。

今、総務課長から話がありましたが、ここ最近、私の一般質問の中で、入札時に何かあったというのを申しましたが、9月14日の入札と10月13日の入札の3件ほどの中で、1件は政策課の方の構内交換設備、電話機の交換設備工事だと思いましたが、予定価格が2,690万円、最低制限価格が2,272万7,000円。11社の入札で4社が失格になっており、その金額は1,050万円、1,460万円、1,780万円、1,600万円という、この4社が最低制限価格を下回って失格になっております。落札は2,590万円ですが、セーフになった企業は2社おります。2,590万円の落札者と2,800万円の、この2社だけが予定価格でおったということです。

もう1件、10月13日、これは第三雨水幹線の暗渠工事で、建設課の方です。予定価格は1億771万円の予定価格で、最低制限価格が9,254万5,000円。1回目の応札に3社が応札しました。1社が1億2,000万円、もう1社が1億1,000万円、もう1社が1億3,000万円の3社の入札が1回目でありました。これには、予定価格に達していないので、2回目の入札を行いましたところ、3社のうち2社が辞退をしました。残りは1社になりました。この時点で、入札執行官の方で入札中止やと。あってもならないようなことが起きました。最初の3社の入札時点で入札執行は出来ておりますので、そのまま続けるのが通例なんです。それでも2回目の入札をせんというんで終わらせた件が1件あります。

それともう一点、10月13日の多度津町ごみ収集運搬業務委託の業務委託工事なんで、これは2社が入札に参加しております。予定価格2億7,350万円の予定価格なんです。1社が2億4,895万円、もう1社が1億2,000万円。ほんで、1億2,000万円の方が当初落札という決定を行っております。この時点で、私は今回この分に関しては、担

当課の課長が言っとるんだかどうか分かりませんが、業務内容について、この数字で、幾ら最低制限価格を設けてなかってでも、この数字を見て、この業務委託が成立するかどうかというのは、契約担当の方では分らんと。担当課でないと思わんと。普通の場合だったら、これを落札決定と言わずに落札保留にして、担当課と協議の上、正式に決めるのが通例となっておりますが、その時の、今言う担当課長の方のお話を聞きたいんですが、ちらっと聞いたんでは、入札執行の責任は、担当者は総務課にあるからあまり言えんのかなというんもどこかから聞いたような感じがありますので、そういうことがあるんですか。総務課長、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

ただ今の松岡議員の再々質問にお答え致します。

不手際があったとおっしゃられました分につきましては、私、9月の松岡議員の一般質問の再質問でお答えしたと思います。日にちが10月12日の入札でございますが、堀江第三雨水幹線管渠築造工事の件で、3社の入札があった時に制限付一般競争入札であることであったのを普通の指名競争入札と勘違いして、第1回目で不調であり、第2回目の開札をした時に2社が辞退致しました。その時に、入札が成立しないものと勘違いして、それを入札は不調ですということになりましたけども、これ自体は当然、後で担当者の方にお詫びを申し上げましたが、有効な入札として処理させて頂いております。

その他のおっしゃられました件につきましては、新庁舎電話交換の整備につきましても適切な入札行為を行ったと思っております。

その次に、ごみ収集関係の分がありましたが、入札につきましては額は下限の制限がございませんので、それはあくまで有効な入札と取りあえずは解釈しております。その後、その企業が辞退して来たという経緯でございます。その時に、それが少ないかどうかという議論は、今のところ多度津町においてはするようにはしておりません。あくまでその入札が有効であり、その結果、事業者が入札が出来なかった、それは行為が行えないという、辞退ということで処理しております。そういう解釈をしております。

以上で答弁をさせていただきます。

議員（松岡 忠）

公に発表しているのは、1億2,000万円の落札ということしか発表しておりません。ホームページにもこれしか載っていません。それ以降のことは、一切公表されていませんし、どの金額で別の会社に決まったんだということにも私らには分かりません。そういう内容でいいんですかね。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の再々再質問にお答え致します。

それが正しいかどうか、確かに皆様にお示し出来なかったということは残念なことだ

と思っております。ただ、今の状況、規約等によりますと、そういう執行の仕方をしております。ただ、今後そういうことが好ましくないっていうのも確かに本町としても自覚はしております。今後、内規を変えるとか、そういうようなことを検討して、そういうようなことは、また対応出来るように考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

先ほども申しましたが、入札執行時に各担当課の人間が入札所に来ております。その方の意見は聞けるんですか、聞けないんですか。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の質問にお答え致します。

入札執行においては、意見その他においては基本的に入札が有効である以上、他の課の方からの分はございません。ただ、工事契約の場合に、積算とかの分に疑義が生じた場合は、持ち帰って担当課で協議して頂くことはあるかと思えます。

議員（松岡 忠）

もう何回目の再々質問かも分からんのかなやけど、今、課長が持ち帰ってする協議があるということをちょっと言いましたが、それは決定後の話ですが、決定する前の話ではないですわね。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の再質問にお答えします。

あくまで決定した後でございます。それで、履行出来ないかどうかは当然協議した後で、それでも業者が出来ない、出来るという判断はあろうかと思えます。恐らく今回辞退した業者につきましても、その後に来るかどうかは協議はすべき案件だったと思えます。それより先に業者の方が辞退届を出してきたものだとして理解しております。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

同じ質問を担当課の建設課長、どういう考えを持っとるかお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員のご質問に答弁させていただきます。

同じ質問というのは、最後の質問でよろしいですかね。

議員（松岡 忠）

うん、それ。

建設課長（三谷 勝則）

総務課長が言われた入札後の見積り関係についての精査、それについては入札時に出しております、工事の場合、内訳書を出して頂いてます。そこに大きな設計書、当課が設計している場合は、その内容については確認をさせて頂くということでは協議はしております。今回のその部分については、また別案件なので答弁は出来ません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

政策課の課長にもお伺いしたいんですが、同じような答え。

今言うた、契約行為はあくまでも総務課が主であるというのは分かっておりますが、その中に今言う担当課の意見というか、これはちょっとおかしいん違うかなという話が、契約の落札決定の前に言えるかどうかという質問を私さっきからしとんですが、それに対するの答弁を、政策課長、お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただ今のご質問に答弁をさせていただきます。

松岡議員さん、私の方にご質問されとるのは構内電話の関係の分だとは思いますが、その分に関しまして入札は適正に執行はされておると判断はしております。しかしながら、私どもの入札執行の中で、最低制限価格というのを設けております。それによりまして、低額であろうが、実質それが執行出来るかどうかということがありますので、最低制限価格を割った業者さんとは契約をせず、それ内うちの予定価格から最低制限価格の間の業者を落札者と決定しております。それにより進めておりますので、しかしながら今回こういう電話機等は製品代も非常に多く占めるところではございます。今後、入札執行課とも色々検討しながら、担当課の方と協議をして、そういう細かい部分は決めていきたいということは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

一番最後に住民課長、ごみの分、どんな感じだったか教えて頂きたいと思います。

住民環境課長（石井 克典）

松岡議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問のごみの収集業務委託についてでございますが、松岡議員がご指摘されとるように、かなりこちら、町の方が設定していた金額をはるかに下回っていた状況ではございました。ただ、委託事業につきましては、建設工事等とはかなり異なりまして、こちらが指定している条件をクリア出来るかどうかの部分が委託については重要になってまいります。ということは、そちらの落札した業者の規模、やり方、そういうものによっては、その金額でも出来る可能性としてはあるということで担当課の方としては判断を致しまして、委託の中の条件色々設定をしております。その条件を一つ一つ早急に落札業者の方と確認をして、この事業が円滑に進められるかどうかということをお早急に確認しなければいけないなということをお早急に担当課の方で話をしていた中で、落札業者の方から辞退の届出があったということをお早急に総務課長から確認をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、課長の話を聞いた上では、数字的には委託業務の方に関しては最低制限価格はないので、下は極端に言うたら1円でもいい、100円でもいいというのが数字だと思いますが、実際に仕事をするんに人件費だけでもどれぐらい要るかという話はこの時点では分かると思うんです。これ、予定価格の半値以下で落札決定ということになっていますが、この業務の内容自体が物を作るんでなく、人間の手で集める業務なんで、全部人件費に当たると。内容的には、そっちに当たるんが、もう大部分の業務委託だったと思うんですが、そういう時に、ちらっと普通に考えてでも、これ、おかしいんでないかというんが担当課長だったらすぐ思うんで、落札決定をその場でするんでなくて、一応保留にしたらどうだったかなと私は思うんですが、保留ということは、総務課長、出来るんですか、出来ないんですか。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の再質問にお答え致します。

松岡議員、入札の保留ということがありますが、今の多度津の入札執行の要件の中には保留という言葉もございません。また、保留にした後にどうするかということも、今のところ協議もされておられません。誰が保留にするのか、その後どうするのかっていうことを考えていくことも非常に大変なことだと思います。今後、検討する余地はあるかも分かりませんが、今現在、保留っていう扱いは行う予定はございません。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

それでは、先ほどの辞退した件について、残った金額で決まったかどうか私も分からんのやけど、その辺はどういう内容で決めたのですか、ごみの分。

総務課長（泉 知典）

松岡議員のご質問にお答え致します。

一応、総務課としましては、辞退されたということで総務課としては終わっておりますが、その後に住民環境課の方で、もう1社の方の額で随意契約をさせて頂いております。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

今の内容で、その辺は町の条例か何かに入っとるんですか。

総務課長（泉 知典）

条例というか、地方自治法の中で随意契約の中の定義がございます。その中に特別な案件とか1社の場合、それが安価であるとか認めた場合は随意契約が認められておりますので、それに合わせた決裁を取って契約行為をしております。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

もうこれ以上何を言うても返事が、あんまりええ返事が返ってこんので、今言う検

討する気持ちがあるかないかだけ最後にお伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員のご質問にお答えします。

松岡議員がおっしゃったもの全てを検討し、それを反映していくのは難しいことも多々あるかと思えます。どれが出来て、どれが出来ないかというのは明確には申し上げられませんが、ただ実情に応じてというか、町があるべき姿を考えて、それで間違っていることは正していかなければならないとは考えております。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

あまり言いとうなかったんだけど、今さっきの言うたような件が、予定価格を公表したら起こってない問題だと私は言いたいので、あえて3件を出しました。もっと他にもあると思うんですが、予定価格を公表してでも、談合になる話とか競争が、国の方の方針でやったらいかんとかということを書いてますが、これは全く嘘であって、実際のところ、仕事を目いっぱいやろうかと思っとるところは最低制限に近い数字を入れてきます。それで、一緒になったらクジ引したり、そういうのが競争入札であって、初めから予定価格を公表したら入札談合が容易に行われる可能性がある、入札前に公表しないものとするというような方針、これ自体も国の指針やと言うてでも、おかしいんじゃないかなと思います。反対から言うたら、業者の方が積算せんでんもええから予定価格は公表しないんやというような雰囲気を取られがちなんですが、全く逆であって、業者の方もある程度自分のところで出来る仕事、専門下請さんに頼まない仕事とありまして、その内容によったら本当に数字が知りたいと。知ってでも取りたいと。損までしてする業者は多分おらないと思いますが、仕事をする、積算する方にしたら、最低限どこが見積りしたんかなというぐらいも知りたいことだし、それに町の方は業者に対して勉強しろ勉強しろという指導はしていますが、多少の業者に対しての思いやりは要らんのですが、そういう面でももう少し柔らかい目で見たいと思います。

以上で1問目は終わります。

2点目。2点目は、幼稚園の統合事業についてです。

この事案についても以前から質問していますが、一向に進展していないように思います。町財政が逼迫していることは理解出来ますが、これはどうしてもやらなければならない事業です。この事業の基金を設立してでも財源の確保を行い、また他の事業を見直してでも実施に向けて計画を進めていくべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の幼稚園の統廃合事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園の適正配置につきましては、平成30年9月議会の総務教育常任委員会において

ご報告させて頂いた多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針に基づき、同年中に6つの整備方法について調査を行いました。その後、町総合教育会議及び教育委員会において協議検討した結果、教育委員会と致しましては現在の多度津幼稚園の場所に一部多度津小学校用地を活用した上で新築する案、または町の中心部に新たに土地を購入し新築する案の2案に絞りました。

本年度につきましては、当初予算においてそれぞれの候補地で幼稚園を設置するための施設整備の方法や町費負担を具体的にするため、調査委託費用をご承認頂きましたので、6月に町の総合計画、都市計画、ハザードマップ等を考慮した上で実現可能な施設整備の検討及び課題等を抽出する多度津町立幼稚園再編整備計画検討業務を令和4年3月31日を委託期限として業務委託しております。

現在の進捗状況は以上のとおりですが、本委託業務終了後、内容を精査した上で議員の皆様には、ご報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

教育課長、有難うございました。

今、第6次総合計画の中身を精査中なんですけど、その中にこの幼稚園の方の問題ほどの程度入っておりますか。後でもええんで、言うて下さい。

次、3番目、新設庁舎について。

3点目は新庁舎についてです。新庁舎建設が完成を迎えようとしていますが、未だにどこに出来るか分かっていない町民がたくさんおります。庁舎建設地が分かるように付近見取図を作成し、進入道路が分かるように全戸配布してはいかがでしょうか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の新庁舎建設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員もご承知のとおり、新庁舎及び地域交流センターの建設に関する情報につきましては、町広報紙及びホームページにおいて基本構想、基本計画の情報を掲載するとともに、新庁舎だよりとして基本設計段階の令和元年度から現在まで計23回にわたって計画や設計、建設工事の状況などの情報を掲載をし、住民の方々にお知らせをさせて頂いているところでございます。

議員ご質問の庁舎建設地及び進入道路が分かるような付近見取図を作成をし、全戸配布してはどうかという点につきましては、新庁舎及び地域交流センターの施設紹介などと併せまして分かりやすい見取図を作成をし、開庁前にお知らせさせて頂く予定で準備を進めております。

また、そのお知らせの方法につきましても、全戸配布による周知を検討することはもちろんのこと、町広報紙やホームページにおいて特集ページの掲載を検討し、出来る限り早期に皆様の目につきやすく分かりやすい方法でお知らせしたいと考えておりま



す。

なお、近接道路から新庁舎への道路案内標識につきましても道路管理所管部署において検討をして頂いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

答弁有難うございました。

次に、今からが問題になりますが、庁舎及び地域交流センターの供用開始時期についてですが、当初は庁舎が5月連休明けで、交流センターは6月頃とお聞きしておりましたが、交流センターについては各種団体が年度末に次年度の事業計画を作成しますので供用開始日が早く知りたいのです。また、開始時期が庁舎と異なる場合、福祉センターの管理についても併せてお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の庁舎及び地域交流センターの供用開始時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在施工中の新庁舎等建設工事につきましては、令和4年3月25日。済みませんが、議員さんにお渡ししとる答弁書の方が令和3年となっております。修正をお願い致します。令和4年3月25日に竣工し、引渡しを受けることとしております。その後の開庁に向けた作業と致しまして、まず新規で購入する什器の搬入、設置、調整に約1か月の期間を見込んでおりますが、当該什器の購入契約につきましては本議会に上程しております契約承認議案の議決を頂いた後の本契約となりますので、本契約締結後に受注者との協議により納期を確定したいと考えております。

また、現在建設工事に併せて進めております情報システム等整備及び電話設備の整備につきましては、開庁までに業務継続のための動作確認を十分に行う必要がございます。その他と致しましても、落成式及び内覧会の開催なども執り行う予定でございます。施設の管理や運用も含めまして、安定した業務継続が行えるよう準備を行った後に、現庁舎から新庁舎及び地域交流センターへの引っ越しを行うこととなりますが、移転業務委託の入札を昨日執行しておりますので、契約締結後の協議により、移転の日程についても調整をする予定でございます。現時点での想定と致しましては、供用開始を6月上旬の予定とし、令和4年第2回多度津町議会定例会を新庁舎で開催出来ればと考えておりますが、供用開始日の決定につきましては新規購入什器の納入業者や移転業務委託の受注者、また各種整備・式典なども含めた相互の調整を行った上で、供用開始までのスケジュールを改めて精査し、事前に議員の皆様にもご相談をさせていただきます、出来る限り早期に決定したいと考えております。

なお、地域交流センターにつきましても新庁舎と同日に供用を開始する予定でございます。利用を予定されている皆様にはご心配をお掛けしておりますが、少しでも早く供用開始日をお知らせ出来ますよう今後も努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の庁舎及び地域交流センターの供用開始時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。

政策観光課長答弁のとおり、庁舎及び地域交流センターの供用開始時期は同日を予定しておりますが、議員ご質問のように庁舎及び地域交流センターの供用開始時期が異なった場合には、福祉センターには管理運営する職員がいませんので、利用することは出来ません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今回の議案に新庁舎の什器の物品購入の契約が載っています。これ見たら、工期は3月末、庁舎が出来るのと全く同じな工期の契約書になっていると思います。また、引っ越しするのに、引っ越し業者、そういう専門業者が多分運ぶと思うんですが、その前に各担当課で整理をせないかん時期があると思うんですが、その辺をどのように考えているかお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員のただ今の再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、引っ越しするにはこちらの準備の方、引っ越しする物、何を持っていくか、また今ある事務の関係の書類等の整理等が非常に必要になってきます。それもありますので、今現在、全庁を挙げまして不要な文書等の整理を行って、文書量、極力少なくしております。また、そういう書類を運びますのも昨日入札が行われました落札業者の方から運ぶ段ボール等を提供して頂いた中で、その中でそれに詰め込み、運搬をしやすくするというを行うと考えております。そうするには期間も掛かりますので、職員の皆様にはそういう書類整理をどんどん進めていってらっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

役場の方には大事な書類、どっちでもええ書類がありまして、それで昔の書類で倉庫に眠っている書類もたくさんあると思います。今回がええチャンスになると思うんで、きれいに整理して頂いて、本当に要るものだけを新庁舎の方へ運んで頂きたいと思います。全部持って行くんでなしに、限られた場所しかないと思うんで、その辺を整理して頂いたらと思います。

これで私の質問は終わりますが、庁舎の件に関しては各担当課の方で、どこが頭になるのかを決めていかんと、政策観光課の方では物が出来るまでだと思うんで、その後の庁舎の管理というのは総務課になるとと思いますが、その辺の整理もよろしくお願い致します。

以上で、私の一般質問を終わります。